

一般社団法人 日本環境教育学会 支部規約

2016年12月03日 制定

2018年11月11日 改訂

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本環境教育学会定款第56条に基づき、支部の設置と運営に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 支部は、一般社団法人日本環境教育学会理事会ならびに他支部との連携を密にし、各地域における環境教育の普及発展に貢献することを目的とする。

(設置)

第3条 支部は、代議員選挙管理規約の別表に定める地区ごとに設置する。

2 各支部は、対応する地区について代議員選挙管理規約第7条に定める選挙権を有する全ての正会員により構成する。

(代表者)

第4条 各支部に支部長を置く。

2 支部長は正会員の中から選出し、地域活性化委員会の委員となるものとする。

3 各支部における支部長の選出方法及び任期は、当該支部の実情に応じて各支部で定める。

(運営)

第5条 支部の運営は、各支部の支部運営委員会が行う。

2 支部運営委員は、一般社団法人日本環境教育学会の正会員の中から支部ごとに決める。

3 各支部に対応する地方区選出代議員は、当該支部の支部運営委員となるものとする。

(経費)

第6条 支部の運営に関わる経費として、支部活動支援金を支出する。

2 支部活動支援金は、地域活性化担当理事と各支部長が連携して執行を管理する。

(規約の改訂)

第7条 本規約を改訂する場合には、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附則 この規約は、2019年7月1日から施行する。